広報
ながはま

発行所
愛媛県喜多郡
長浜町役場
印刷所　岸本印刷所

三月の人口動態

男	8,713		
女	9,508		
計	18,221		
世帯数	4,160		
	(末日現在)		
出生	29	死亡	14
婚姻	40	離婚	3

▶昭和38年度◀

町政展望

施政方針 三つの柱に重点

去る三月十八日、町議会が招集され、五日間の会期で、昭和三十八年度の予算等、三十数件の議案が審議決定されました。本年度の当初予算額は一億四千八百四十一万八千百六十円で、昨年に比較しますと十六%の増、(別表参照)となりました。

なお、町長の施政方針演説は、直接議場から有線放送でナマの声を放送致しましたが、町政実施上の重要なポイントにライトを照らして再びお伝え致します。

「昭和三十八年度の予算を上程するに当りまして、ひとこと所信の一端を披歴しておきたいと存じます。言い古された言葉ではありますが、地方自治行政の本旨が、地域社会住民の福祉の増進であると言うことは永遠の鉄則であり、われわれが常にこの理念に基いてあらゆる施策を推進することが一大原則であります。

たゞこの事柄について、いつ、何を、いかなる形において具現するかと云う点に人それぞれの持つ個性特質によつて相違が現われてくることもまた、自然の理ではないかと存じます。

私は、町民多数の方々から信任を受けて町長の職に就任した以上、選挙を通じて申し上げてきた事柄を忠実に実行して行く事を第一義と考えております。

もう一度おさらいをすることになりますが、私の施策の重点は、まず「産業の振興」、次に「公共事業の拡充」、最後に「教育の向上」の三点を三つの柱としこれにその他あらゆる行政事務を追随させて町民の福利増進を図りたいと言うのが念願であります。

物事の処理には総花主義と、重点主義との二つの方法があります。それぞれ一長一短がありまして、時と場合、また、これを担当する人によつて選ぶ処は違つて来ると思いますが、私は財政力の乏しい長浜町にあつては、重点主義によつて早く効果を上げるよう指向すべきだと考えています。

三つの柱を重点とする考え方も、もちろん、ここから出発しているものでありますが、更に、個々の具体的な問題についても、急を要するもの不急のものにけじめをつけ、重点指向を貫きたいと存じます。

また、この問題は、物事の敏速な処理ということにもつながつておるのであります。よいこと、あるいは緊急を要するもの、且つ何とか努力をすればやれると云う見透がつけば、積極果断に事を運ぶという熱意を発揮すべきだと考えております。

私は私の持つている若さと、情熱と、そして生命力のすべてを傾注して、事に当つては積極果敢に進みたいと存じます。

しかしながら、いかに重点主義、積極策を推進すると申しましても、無計画の猪突猛進主義になることは厳につつしまなければならぬところであります。

われわれの住んでいる現代社会は、高度の科学文明の進歩によりわれわれの生活の周囲は常により高い合理化と近代化が要求されております。

この時代性に即応する為には、われわれは最も合理的な計画性をもつて、着実な効果をねらうべきことを要求されるのであります。

一日の計、一年の計、そして永年の計画が、周到に立てられ常に計画の指標に従つて物事を進めます時、あらゆる物事は成功への道に通ずるのであります。

無計画、ずさんな計画、あるいは計画だおれなどの結果が人々や組織団体等を転落させた実例も枚挙にいとまがない程見せられております。

私は、この点につき企画計画の仕事に十分意を注ぎより完全なより充実した長期の計画の上に立つて職務を果して行きたいと考えるのであります。

以上、私の基本的な行政に対する態度を要約しますと「計画主義」「重点主義」「積極主義」と言うことになりますが、個々の具体的な問題になりますと、多岐多端に亘りますので、予算面の説明その他総括質問、一般質問等の機会において申し上げたいと存じますが、当面の問題点として重要なものを拾い上げてみますと出張所の事務統合、農協の合併推進、中学校の統合など一連の統合問題がございます。

交通、通信の発達により世界の広さが著しく狭ばめられた今日、当然起るべき問題あり、またそうしなければならぬ機運に迫まられている問題あります。このことは、大洲市等隣接市長村との合併問題にもつながつてくると思います。

私は、真剣にこの問題と取り組んでみたいと考えています。更にもう一つの点は、町財政の合理的運営をはかる上から、水道料、有線放送分担金、その他の公共料金の検討をしなければならぬと考えております。こう云う仕事は非常にむずかしくやりずらいことではありますが、誰かがいつの時期にやつていかねばならぬ以上、やむを得ない時期に合理的な算定に基いて実施すべきだと考えるのであります。

特に本年度からは、職員の給与調整、議員各種委員等の報酬引上等まで、人件費が大巾に増えております。人件費の圧迫によつて、事業がやれなくなることは、まことに遺憾だと考えますので、給与をよくする以上仕事をそれだけしつかりやつてもらうという考えのもとに、事務改善とも関連して出張所事務の本庁統合と高齢職員の希望退職募集による人員整理を図ることと致した次第であります。

以上の様な観点から本二十八年度当初予算編成を行つた次第であります。」

(以下予算の個々についての説明は省略)

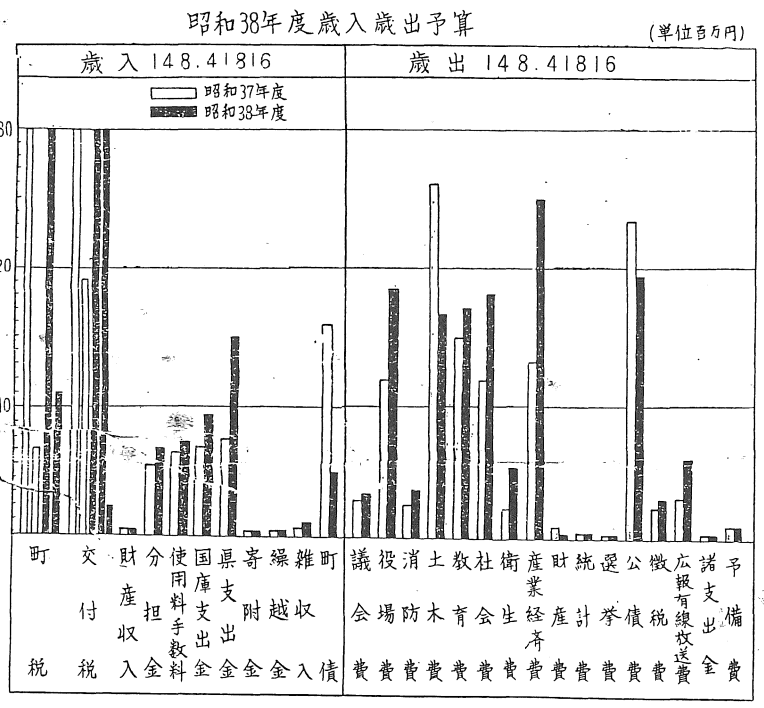

上水道問題を分析

「断水のない上水道」へ

一歩前進

生活文化が進むにつれて水の消費もますゝ多くなります。長浜町では、大正十五年時の町長西村兵太郎氏の大英断によつて、県内でもまれな大水道が建設され、旧長浜町民は今日までその恩恵に浴して来ましたしかし、最近では給水人口の増加と、水の消費量の増大によつて使用者の需要を満たしきれず、特に、夏と秋の渇水期には、しばしば断水あるいわ時間給水等を行い大変御不便をかけているのが現状です。

ところで、戦後衛生思想が普及徹定し、そのあらわれとして、各所に簡易上水道が建設されましたけれども、これらは、合併前、旧町村ごとに作られたものが多く、総合的に計画されていない為維持管理も出来にくゝ更に水源の状態が悪くて相当長期にわたつて断水し、利用者にとつて一番水の慾しい時孝にご不自由をかけねばなりません。

このような状態を解消し水に関する限り、飲料用あるいは、工業用、そして消防など、水道利用者に対していささかも不安を与えず完全に給水出来るようにしたいものと考へ、昭和三十六年頃から水道の権威者等の助言を受けつゝ豊富な水源の確保、あるいわ管理の合理化等について現地の調査等を綿密に行い、研究を進めたその結果、現在計画中の大字柴地区先、「肱川べり」に水源を求め、町全体の水道を一本にまとめるとの大構想がたてられたのであります。

しかも、この工事は、昭和三十七年度から着工するよう厚生省の認可も受け、いよいよ着工する段階になつて町長および議員等の交替期となり、新しい陣容でこの工事を進めることになつた訳であります。そこで本工事を進める上には、事業費のこと、あるいは、将来の維持管理の面、そして借入金償還方法等、十分に検討研究を重ね、いざ給水すると言う段階になつてから、使用料の決定などにまごつかないようにしたいとの考え方から議会に要請して「上水道特別委員会」を設置し、議会から六名の委員を選出しこれに議長と副議長を加えて、水道の建設および将来の運営のことなど水道に関する総べてのことを相談しながら完全で合理的なものを作り上げるよう努力しております

この研究の過程で、水道料金のことなども重要な課題となり総工費一億円と決定した場合、一切の政治的配慮をせず使用料のみで借入金の償還維持管理などをすれば、どの程度の使用料となるかなどの試算もいたしました。その結果では大体七百円見当の金額が算出されました。

しかし、このような高額徴収をすることは不可能ですから、いかにして無理のない料金とするかが現在、委員会としての一番大きな研究課題となつているわけであります。

ところが、聞くところによりますと、この試算の金額かそのまゝ新しい水道の使用料として決定されたように誤り伝えられ、皆様に大変御不安を与えているようですか、決してそのような無謀な値上げをする考えはもつておりません。

けれども、現在の町の水道使用料は全国的な統計から見ても最低ですので、早く適正な料金に改正するよう当局から勧告も受けています。このような訳で、他市町の料金と見合つた額となるよう、相当額の値上げはやむを得ぬことゝ考えますが、いずれにしても完成後の使用料については十分検討を加え、維持管理も完全に出来、借入金の償還にも不都合のないよう、委員会と一体となつて研究を続けています。

以上のような訳ですから町民各位におかれても、その辺の事情をご理解されて一層のご協力を下さるようお願い致します。

大巾な

人事異動

機構改革と「適材適所」をねらう

西田町長就任後初の大巾な人事異動が、四月一日付で行われました。今度の異動の焦点は、「適材適所」をモットーとして行われその総数は、六十六名にのぼる大異動でした。

今度の異動にあたつては課長補佐ならびに、係長の制度を設けて、事務処理の系列を明らかにした他、広報と有線放送を総務課から文書課に、所管替えして専任の広報係をおき、広報活動を一段と強化して、出張所の事務統合に伴う町民の不便感を少なくし、更に町民と直結した町政をおしすゝめることにしました。

また、産業課の農業土木を建設課へ移管し、産業課には、産業振興に、係として、農業関係三名、水産係一名、そして商工観光係一名の職員をおき、産業の振興に重点をおくなど、機構の改革による事務能率の向上をはかるかたわら、退職者をつのつて職員の若返りをはかるなどの処置が行なれました。

なお、今回の異動者は次の通りです。(カツコ内は旧任)

◎総務課
▼課長補佐兼企画財政係長　森　議(文書課)▼庶務消防係長　池上昭夫▼山下朝子(文書課)▼大橋豊子(文書課)

◎文書課
▼課長　土居孝童(議会事務局長▼課長補佐兼広報有線係長　池田徳重(総務課)▼文書係長　上川万敏(税務課)▼小石玉子(白滝出張所)▼山崎一義(産業課)▼石田広美(建設課)▼東　兼子(教育委員会)▼大野泰俊(総務課)▼三浦義直(同)▼久保優子(同)▼山田紀子(同)▼浪本満香(同)▼笹田秀子(同)▼沢はまえ(同)▼池田スミ子(同)▼松岡昭子(同)▼菊地郁子(同)▼大津周子(同)▼横道里見(同)▼岡記志枝(同)▼大野マス子(同)▼西村昇子(同)▼藤上アサヱ(同)

◎税務課
▼課長補佐兼収納係長　久保熊男(喜多灘出張所)
▼調査係長　平井源一(住民課)▼竹本松太郎(櫛生出張所)▼菊地克(文書課)▼日野敏子(産業課)

◎住民課
▼課長　兵頭信男(文書課長)▼藤岡喜代夫(総務課)▼課長補佐兼社会年金係長　池田又一郎(養老院長)▼住民係長　日田稲生(税務課)▼保健係長　石内義盛(税務課)▼友沢敏(税務課)▼槙尾ハツ子(総務課)▼梶村亀代(櫛生出張所)▼山本勝延(長浜小学校)▼田中和子(建設課)▼山下国広(文書課)▼沖浦保育所　田村恒子(長浜保育園)▼沖浦保育所　西山美智子(櫛生保育所)▼大和保育所滝野俊子(白滝保育所)▼白滝保育所　西宮幸子(沖浦保育所)▼養老院長　隠岐龍妙(住民課)

◎産業課
▼課長補佐兼振興係長　久保弘(建設課)▼農地係長　西山安男▼垣見金四郎(住民課)▼真鍋典秋(住民課)▼渡辺敬(税務課)

◎建設課
▼課長補佐兼土木建築係長　佐々木隆(産業課)▼庶務港湾係長　酒井義禹(文書課)▼水道係長　宮本叶夫▼港務所高田軍治郎(住民課)▼坂井弥八郎(産業課)▼仙波久枝(住民課)▼上田邦彦(産業課)

◎教育委員会
教育長職務代理者兼総務係長兼社会教育係長　田中与左衛門▼学校教育係長　槙尾多喜夫▼長浜小学校　藤本富雄(住民課)▼日野都美子(産業課)▼水族舘石英男(税務課二月一日付)

◎議会事務局
▼局長　松田智(住民課長)

◎出納室
▼室長補佐兼出納長　糸井四郎

◎出張所
▼白滝出張所　平田春美▼櫛生出張所　清水文子(住民課)

昭和38年度から 町民税を軽減 個人所得割に適用

町民の負担を軽くするため過日の定例町議会で町税条令の一部改正が可決され、昭和三十八年度町民税から適用することになりました。この適用範囲は町民税の中の個人所得割についての減税処置であり、税率の引下げによる減税見込額は前年度に比較して約百二十一万四千円、各種税額控除の引上による減税見込額は約八十五万五千円、計二百六万九千円くらいの見込みです。なお、改正された内容は次の通りです。

新旧税額控除となる減税見込額調

番号	種別	改正前	改正後	1人当りの減税額	該当人員	減税見込額
1	均等割	300円	300円	0円	4.517人	0円
2	扶養控除	200	300	100	7.600	760.000
3	青色専従者	400	1.000	600	50	30.000
4	白色専従者	300	400	100	483	48.300
5	障害者 老年者 寡婦 勤労学生	400	500	100	障 85 老 43 寡20勤 1 計 149	14.900
6	扶養親族である障害者	400	500	100	25	2.500
計						855.700

新旧課税標準額累進超過税率及び税額対照表

課税標準額	改正前 税率	改正前 段階別控除額	改正前 税額	改正後 税率	改正後 段階別控除額	改正後 税額	減税額
							70円
2万円以下	2.55%	0円	510円	2.30%	0円	460円	160
3万円以下	3.40	170	850	2.30	0	690	280
3万円超える	3.40	170	2.210	3.10	240	1.930	450
7万円 〃	4.25	765	4.330	3.90	800	3.880	770
12万円 〃	5.10	1.785	8.410	4.70	1.760	7.640	1.220
20万円 〃	5.95	3.485	14.360	5.50	3.360	13.140	1.820
30万円 〃	6.80	6.035	27.960	6.50	6.360	26.140	2.070
50万円 〃	7.65	10.285	66·210	7.60	11.860	64.140	2.070
100万円 〃	8.50	18.785	151.210	8.50	20.860	149.140	2.070
200万円 〃	9.35	35.785	244.710	9.35	37.860	242.640	2.070
300万円 〃	10.20	61.285	448.710	10.20	63.360	446.640	2.070
500万円 〃	11.05			11.05			

◎注この税率はたさし書方式を採用している市町村の超過累進税率でその控除は段階区分によって計算する手間を省くために適応控除を行う仕くみである

表彰を受けた 藤井起一氏

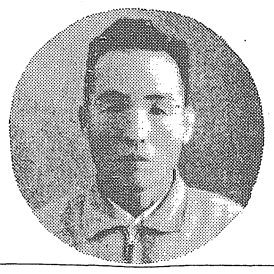

青島丸の船長、藤井起一氏は、去る一月十一日の町長選および一月二十一日の町議選、更に一月二十六日の知事選挙と、近年にない荒天にもめげず、投票箱の輸送に努力したその功績により、四月五日、愛媛県選挙管理委員会委員長から表彰と記念品が贈られました

有線放送電話維持分担金値上げ

4月1日から

去る三月の町議式で、有線放送電話維持分担金の改正値上げについて話し合いが行なわれ次のように改正、値上げをすることになりました。改正料金は四月一日から適用されますので、こゝに値上げの理由についてお知らせして町民各位の御理解と御協力をお願いいたします。

改正分担金

基本額　月額三百円

電話機を一戸に二個取付けた場合の追加金は月額二百円二個以上は百円スピーカの併設は一個につき六十円

局外通話料金（新設）

一通話（五分以内）につき三円

値上げの理由

一、有線放送施設費の収支状況は別表の通りで、今までの分担金の収入では相当多額の赤字を生じ一般財源を圧迫しています

二、本放送施設は、大部分昭和三十四年、工事施工のもので、四ケ年を経過していますので、電柱の建替えをしなければならない時期になっています

そのほか海岸の近くでは全般的に塩害があり、肱川あらしなどのためにケーブル線にも故障が多くなっているので、これらの大改修を急がねばならない現況です。

特に今年は郵政大臣の許可期限満了の年で、許可期限延長の手続きをするためにも相当の整備をしなければなりません。

三、そのほか資材の値上り給与、賃金の改訂などにより支出経費が増加しました。

大要以上のような理由であります。今回の値上げによる増収を見込んでも漸く通常の維持保修が出来る程度で、電柱の建替、ケーブル線の改修などにはとても手が廻りません。このような大改修については本年度から大体五ケ年位の長期計画で一ケ年二五〇万円程度の一般財源をふり当て実施するよう目下準備中です。

このようにして常に通信線を完備し皆さんの御便利をはかると同時に、役場と皆さんとの動脈として最高限度に利用したいと考えております。

加入者の皆様には「一度に倍額とは」との御批判もあることと思いますが、今回の値上げをせねばならないわけを御理解の上御協力をお願い致します。

有線放送施設費収支状況　（単位千円）

	才入		才出	
昭和三十七年度見込額	維持分担金	2.272	運営費	2.553
	使用料手数料	123	維持補修費	997
	計	2.395	計	3.550
	加入分担金	1.081	新設工事費	1.718
	合計	3.476	合計	5.268
	差引不足額（一般会計より充当）			1.792
昭和三十八年度予算額	維持分担金	2.381	運営費	3.901
	使用料手数料	144	維持保守費	1.587
	計	2.525	計	5.488
	加入分担金	400	新設工事費	400
	合計	2.925	合計	5.888
	値上げによる増収		計画改修費	2.550
	維持分担金（基本料金150円増の分）	2.381	電柱建替工事	1.630
	〃（局外通話料1回3円1日550回）	602	電柱建替200本　電柱根継200本 長浜幹線ケーブル改修工事 620 ケーブル 1.000m	
	計	2.981	穂積分線改修工事	300
	一般財源より充当	2.532	（索道に枳設してある分）	
	総計	8.438	総計	8.438

引揚者給付金と遺族給付金

5月16日までに手続を

引揚者国債

引揚者給付金または遺族給付金の請求は本年五月十六日までに現在地の市町村役場に請求書を出さなければ時効になり「引揚者国債」が受けられなくなりますから次の方は早く役場住民課へご相談下さい。

◎引揚者給付金該当者（一般引揚者）

①終戦時まで引続き六ケ月以上外地に生活の本拠があったかたで、終戦後やむを得ない理由で本邦に引揚げた方

②昭和二十年八月九日まで引続き六ケ月以上外地に生活の本拠があった方でソ連参戦による影響により昭和二十年八月九日以後本邦に引揚げた方

③①②の引揚者の子で終戦前六ケ月以内に外地で出生しソ連又は終戦後本邦に引揚げた方

④終戦時まで引続き六ケ月以上外地に生活の本拠のあった方またはその方によって生計を維持していた家族で終戦前内地の学校・病気、療養、出産、病気見舞等の用務で本邦に滞在中終戦になって外地にもどることができなくなった方

⑤終戦後引続き外地に残留することを余儀なくされた方で、昭和二十七年四月二十九日以後本邦に引揚げた方

⑥昭和十六年八月一日（旧蘭領東印度諸島、旧英領マレー半島、英領ボルネオ）昭和十六年十二月八日（フイリツピン諸島）昭和十八年十月一日（南洋群島）まで引続き六ケ月以上外地に生活の本拠があった方で今次大戦開戦前又は大戦中日本国政府の要請により本邦に引揚げた者

⑦⑥の引揚者の子で昭和十六年八月一日（旧蘭領東印度諸島、旧英領マレー半島、英領ボルネオ）昭和十六年十二月八日（フイリツピン諸島）昭和十八年十月一日（南洋群島）以前八ケ月以内に外地で出生し今次大戦開戦前又は大戦中に日本国政府の要請により本邦に引揚げた方（軍人軍属）

⑧終戦時まで引続き六ケ月以上外地に生活の本拠のある間に入営又は応召し終戦後本邦に復員した方

⑨終戦時まで引続き六ケ月以上外地に生活の本拠のある軍属（満洲、朝鮮、台湾、樺太地区）は昭和二十年二月十五日までに中国地域は昭和十九年八月十五日までに、南方諸地域は今次大戦開戦前までに外地に渡航し（臨時的な勤労者を除く）またはその方によって生計を維持されていた家族で、終戦時本部滞在中または終戦後本邦に引揚げた方

⑩終戦時まで引続き六ケ月以上外地に生活の本拠のある妻を同伴している軍人で終戦後本邦に引揚げた方（満洲開拓団員、満洲勤労報国農場隊員等）

⑪終戦時まで満洲開拓団、満洲開拓義勇隊として、外地に生活の本拠のあった方で終戦時本邦滞在中または終戦後本邦に引揚げた方

⑫終戦時まで満洲勤労報国農場隊員（外地に残留意志のあった者）として外地に生活の本拠があった方で終戦後本邦に引揚げた方

◎遺族給付金請求者

（註）次の方の二親等までの遺族（祖父母、孫、兄弟姉妹）は死亡時に死亡者と生計同一であった者が請求します。

⑭終戦時外地に居つた方で終戦後やむを得ない理由で本邦に引揚げることを余儀なくされた後外地にある間又は引揚途中に死亡した方

⑮昭和二十年八月九日外地に居つた方でソ連参戦により本邦に引揚げることを余儀なくされた後外地にある間または引揚途中に死亡した方

⑯昭和十六年八月一日（旧蘭領東印度諸島、旧英領マレー半島、英領ボルネオ）昭和十六年十二月八日（フィリツピン諸島）昭和十八年十月一日（南洋群島）に居つた方で今次大戦に関連する事態により本邦に引揚げることを余儀なくされた後外地にある間昭和二十年八月十四日までまたは引揚げ途中に死亡した方

⑰①から⑬までに該当する方で昭和三十二年三月三十一日までに死亡し、死亡第の年令満二十才であった方

（註）右は大要をしめしたので所得税額制限、遺族給付金に相当する給付受給者制限等細部の規定が別にあります。

◎印は法改正関係者です

書道作品を募集

赤十字への理解を深めるために

本年は赤十字が誕生してから百周年に当りますのでこれを記念する行事の一つとして次の要領により書道コンテストが実施されますから、多数応募されるようお知らせいたします。

主催　日本赤十字社愛媛支部

後援　愛媛県、愛媛県教育委員会、愛媛県習字教育協議会、毎日新聞松山支局

募集

(1)応募作品

一、愛媛県内に居住する小中学校の児童、生徒および一般住民

(2)書題

小学校の部

「赤十字の百年」

「みんなの赤十字」

「世界を結ぶ赤十字」

「白地に赤十字」

「平和」

中学校の部

「赤十字の百年」

「赤十字の旗」

「赤十字精神」

「空は世界に続いている」

一般の部

「人道」

「赤十字の百年」

「世界に輝やく赤十字」

「人道にささえて」

「一視同仁博愛心」

「博愛」

各部一書題一篇ずつ、一人三篇以内、用字は課題の通り、書体は自由

(3)用紙

半紙判および条幅のいずれか、縦

(4)記入事項

応募作品の末尾に学校名学年、氏名、一般は住所氏名を明記すること。

(5)送付先

松山市一番町県庁内

日本赤十字社愛媛県支部

(6)締切

昭和三十八年四月三十日（当日付消印あるものは有効）

(7)その他

応募作品は一切返却しない。

審査

一、審査機関

支部内に「赤十字書道コンテスト審査委員会」を設ける。

二、審査委員

愛媛県民生部社会福祉課長　田鍋秀則

愛媛県教育委員会指導主事　藤内　勲

愛媛県習字教育協議会長　松本　寛一

松山東高等学校教諭　沢田　茂雄

毎日新聞松山支局長　井出正寿

日本赤十字社愛媛県支部事務局長　山岡幾雄

発表

入選発表は昭和三十八年五月二十五日とする

毎日新聞紙上に公告するほか本人に直接通知する

表彰

一、表彰は左記の優秀作とする。

小学生半紙の部　条幅の部

中学生半紙の部　条幅の部

一般半紙の部　条幅の部

各一席、二席、三席各一篇ずつ

二、入選作の中からさらに小中学校一般から各一篇を選び愛媛県コンテスト最優秀作として全国コンテストに提出する。

三、入選作にはそれぞれ賞状と賞品を贈る。

四、別に佳作（約一〇〇点）を選び賞状と記念バッジを贈る。

停電のお知らせ

一、日時　五月二十四日（第四金曜日）

午前七時四十分から

午後四時五十分まで

一、区域　長浜町全域

一、事由　送、配電線、変電所の修理作業のため

四国電力長浜営業店